

ひとり親福祉のしおり【概要版】

～ひとり親家庭のお母さん、お父さんへ～

ひとり親家庭の方が利用できる制度などを紹介した「ひとり親福祉のしおり」から、主な制度を抜粋した《概要版》です。

相談窓口

相談は全て無料です。
個人の秘密は守られます。

山形県ひとり親家庭応援センター ⇒ 総合的な相談窓口として、問題解決のお手伝いをします

ひとり親家庭の子育てや生活、就労、経済などの様々な相談をお受けし、問題解決のお手伝いをしています。来所相談、電話・FAX、メールによる相談を行っています。お気軽にご相談ください。

詳しくは → 山形県ひとり親家庭応援センター（山形市小白川町）へ
Tel 023-633-1037 [月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）]
メール yamagata-bosiren@deluxe.ocn.ne.jp

母子・父子自立支援員 ⇒ 身近な相談相手として、問題解決のお手伝いをします

県総合支庁ひとり親福祉担当課及び市のひとり親福祉担当課で、ひとり親家庭や寡婦の皆さんの相談相手となって、問題解決のお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。

詳しくは → 町村にお住まいの方：最寄りの県総合支庁ひとり親福祉担当課へ
市にお住まいの方：お住まいの市のひとり親福祉担当課へ

ひとり親家庭等地域生活支援事業 ⇒ 困りごと相談を行っています

母子生活支援施設で、ひとり親家庭の皆さんの困りごと相談を受けています。お気軽にご相談ください。

詳しくは → 母子生活支援施設むつみハイムへ Tel 023-632-5075 [毎日 10:00～20:00]



子育て・生活

ひとり親家庭子育て生活支援事業 ⇒ 緊急時に家庭生活支援員が家事や育児のお手伝いをします

お母さんやお父さんがけがや病気、急な仕事、冠婚葬祭などで、一時的に家事や育児ができないときに、家庭生活支援員（ヘルパー）が生活のお手伝いをします（ただし、原則として小学校修了前の児童を養育しているご家庭が対象となります）。

詳しくは → お住まいの市町村のひとり親福祉担当課へ

子どもの生活・学習支援事業 ⇒ ひとり親家庭の子どもの学習を支援します

ひとり親家庭の子どもの対象にした学習塾を開催し、学習指導を行います。参加費は無料です。参加希望の方は事前に実施団体に申込みが必要です。学習会の日時・場所等、詳しくはお問い合わせください。

詳しくは → お住まいの市町村のひとり親福祉担当課へ
（実施の有無については市町村にお問い合わせください）

しごと

ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒ 就業に関する相談や求人情報の提供を行っています

ひとり親の方を対象に、就業支援相談員が就業に関する相談や求人情報の提供を行っています。お気軽にお電話ください。このほか、就職に関するセミナーや、パソコン講習会なども行っています。

詳しくは → 山形県ひとり親家庭就業・自立支援センター（山形市小白川町）へ
Tel 023-632-2296 [月～金 9:00～16:30（祝日・年末年始を除く）]



自立支援教育訓練給付金の支給 ⇒ ひとり親家庭のお母さん、お父さんのスキルアップを支援します

事前に指定を受けた教育訓練講座を受講し、修了した方に、受講料の60%（上限20万円、専門資格の取得を目的としたもの場合は最大160万円 ※修学年数×40万円）を助成します。児童扶養手当受給水準の所得の方が対象です。

詳しくは → 町村にお住まいの方：最寄りの県総合支庁ひとり親福祉担当課へ
市にお住まいの方：お住まいの市のひとり親福祉担当課へ

高等職業訓練促進給付金の支給 ⇒ ひとり親家庭のお母さん、お父さんの資格取得を支援します

看護師など、就職の際に有利となる資格取得のために専門学校などの養成機関で6ヶ月以上修業する場合に、生活費を支援するため定額を支給します。児童扶養手当受給水準の所得の方が対象です。

詳しくは → 町村にお住まいの方：最寄りの県総合支庁ひとり親福祉担当課へ
市にお住まいの方：お住まいの市のひとり親福祉担当課へ

ひとり親家庭生活応援給付金・住まい応援給付金・通学応援給付金の支給

⇒ ひとり親家庭のお母さん、お父さんの資格取得を支援します

高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関で修業している場合に生活費の上乗せ支給と家賃の補助（民営借家のみ）、通学費の補助（居住地から養成機関までの距離が片道30km以上ある場合）を行います。

詳しくは → 町村にお住まいの方：最寄りの県総合支庁ひとり親福祉担当課へ
市にお住まいの方：お住まいの市のひとり親福祉担当課へ

（実施の有無については市町村にお問い合わせください）



お 金

児童扶養手当の支給 ⇒ 子どもの健やかな成長を図るため、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進します

父または母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいがある児童）を扶養している母または父、または養育者に支給されます。ただし、次に該当する場合は、手当の一部または全部が支給されません。

- ① 本人または扶養義務者の所得が一定額以上ある場合
- ② 公的年金を受給している場合（なお、年金額が手当額を下回るときは、その差額分の手当が支給されます）
- ③ 特別な理由がないのに働いておらず、求職活動も行っていない場合
- ④ 認定請求や現況届において、虚偽の申請又は届出をした場合

詳しくは → お住まいの市町村のひとり親福祉担当課へ

母子父子寡婦福祉資金の貸付 ⇒ お子さんの進学等に必要な資金をお貸しします

お子さんの進学やお母さん、お父さんの自立のための資金（修学資金、就学支度資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金など）を無利子または低利（1.0%）でお貸しします。

詳しくは → お住まいの市町村のひとり親福祉担当課へ

医療費の助成 ⇒ ひとり親家庭の児童の医療費を助成します

所得税非課税のひとり親家庭の親と、その親が養育する18歳以下の児童又は両親のいない18歳以下の児童が医療機関などで受診した際の自己負担額が助成されます。

詳しくは → お住まいの市町村の福祉医療担当課へ

そ の 他

母子会 ⇒ 母子家庭の福祉を推進する団体です

同じ立場の母子家庭や寡婦の皆さんが集まり、互いに励まし合いながら、親睦と生活の向上を図るための組織です。

詳しくは → 山形県母子寡婦福祉連合会（山形市小白川町）へ Tel 023-633-0962

